

子ども・子育て支援新制度等について

(第1～2回少子化対策推進部会での意見に関連する事項)

目 次

1	待機児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	保育所等への優先入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	地域子ども・子育て支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	病児保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	放課後児童クラブについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	保育士の人材確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
7	妊婦専用の駐車場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1 . 待 機 児 童 対 策 に つ い て

1 現 状

○保育所の入所定員は保育所の新設等により増加しているが、入所児童数も増加している。

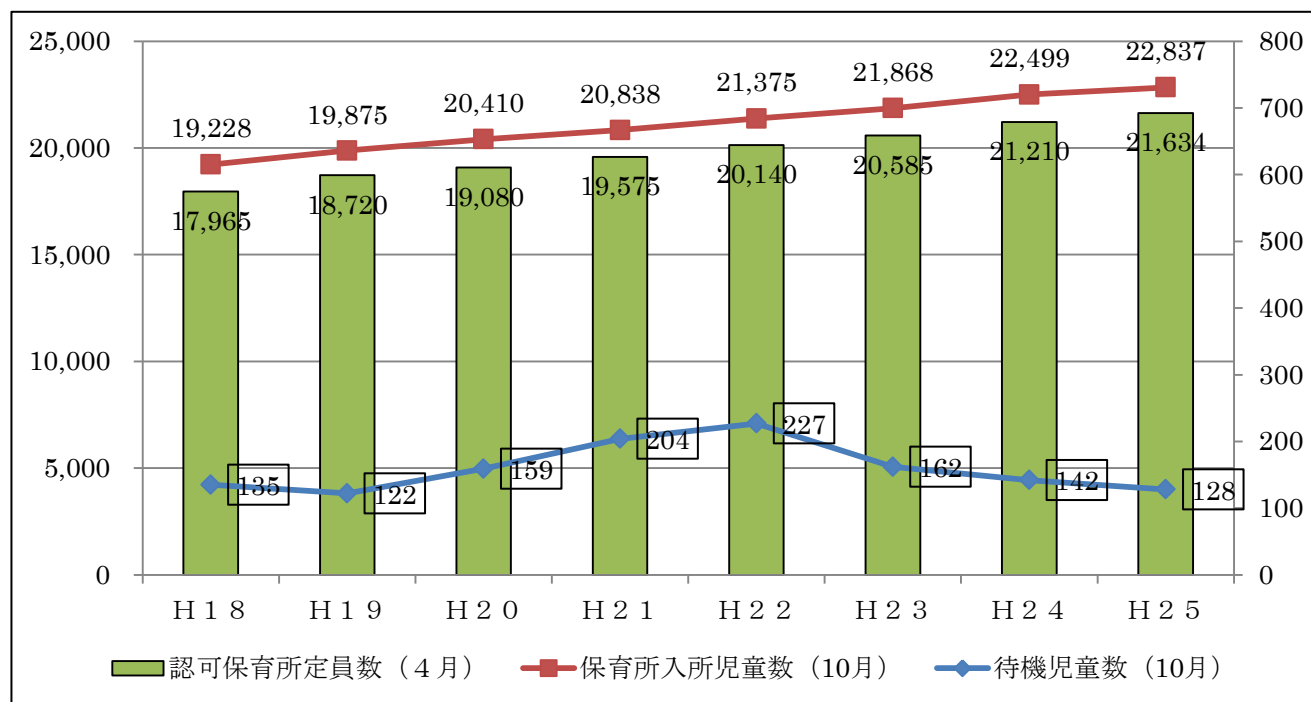
○減少傾向ではあるが、恒常的に待機児童が発生

○平成26年10月1日現在、128名の待機児童が発生

(※市町村別内訳：松江市78人、浜田市8人、出雲市28人、雲南市9人、美郷町3人、海士町2人)

〈参考〉

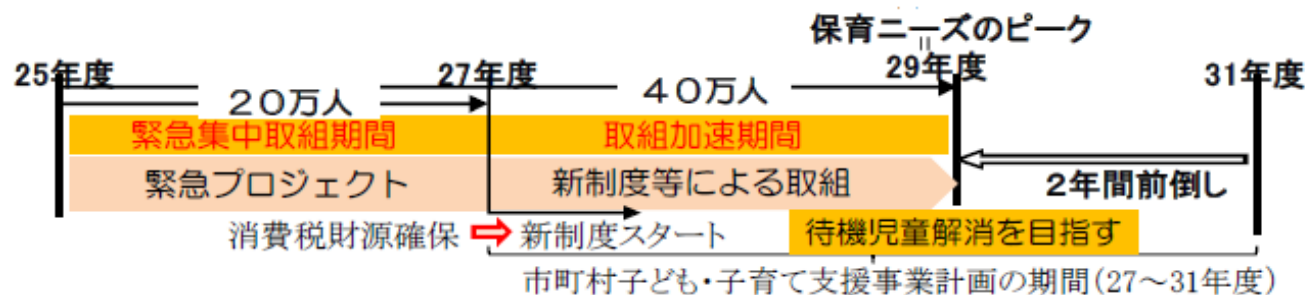
・保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移



2 対応策

(1) 待機児童解消加速化プランの推進

- 「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を目指す。



(2) 市町村子ども・子育て支援計画に基づく量の確保

- 子ども・子育て支援新制度では、市町村がニーズ調査に基づき、量の見込み（保育所等を利用したい人がどれだけいるのか）を算出
- 算出した量の見込みに対応する施設（保育所等）の確保方策及び確保時期を計画に記載
- 待機児童解消加速化プランの目標年度である、平成29年度までに確保体制を整備

(参考)

・市町村計画への記載イメージ

	H27年度	H28年度	H29年度
量の見込み	900人	900人	900人
確保方策	700人	800人	900人
過不足	▲200人	▲100人	0人

2. 保育所等への優先入所について

1 概要

○国の子ども・会議において、待機児童の発生状況、個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、「優先利用」を可能とすることとされた。

2 優先利用の対象

○優先利用の対象として考えられる事項について例示されたものは以下の①～⑨とおおり。

○それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用

【優先利用に該当する事項】

- ①ひとり親家庭等
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいの有する場合
- ⑥育児休業明け

例）・育児休業取得前に保育所等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合

・1歳時点まで育児休業を取得して復帰する場合

- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- ⑨その他市町村が定める理由

※このほか、選考の際に、保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

※また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられる。

※併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられる。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

1 概要

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って13の事業を実施する。
- 市町村は、ニーズ調査により把握した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を市町村計画に記載する。

2 対象事業とその内容

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情（冠婚葬祭等）や社会参加などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

〈参考① 利用者支援事業〉

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

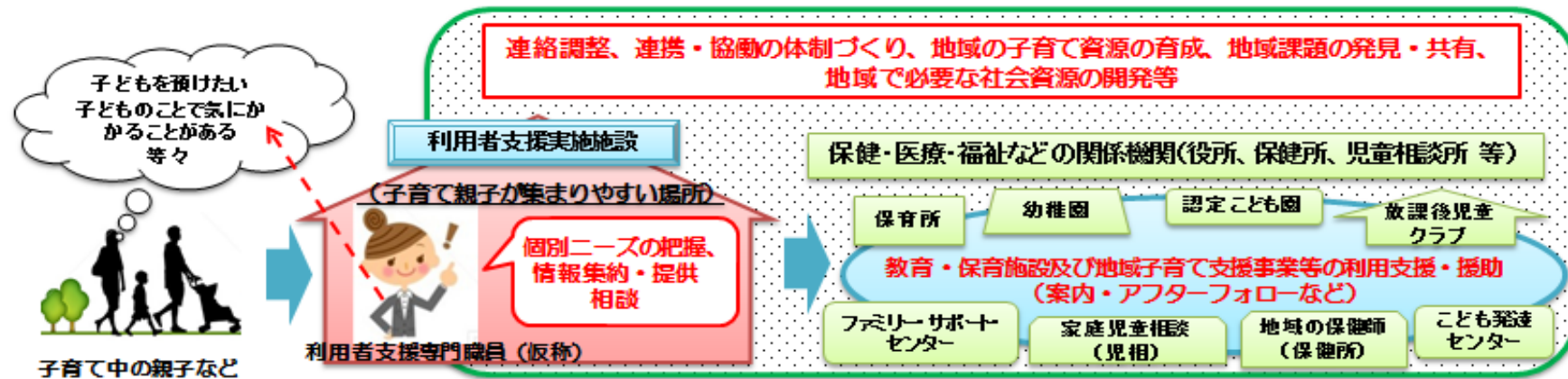
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



〈参考② 平成25年度における事業実施状況〉

〈参考（平成25年度における事業実施状況）〉

事業名		実施市 町村数*	箇所数*
①利用者支援事業【新規】		—	—
②地域子育て支援拠点事業		19	58
③妊婦健康診査		19	—
④乳児家庭全戸訪問事業		16	—
⑤養育支援訪問事業		9	—
⑥子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）	3	6
	夜間養護等（トワイライトステイ）	3	6
⑦ファミリー・サポート・センター事業		10	—
⑧一時預かり事業		16	219
⑨延長保育事業		15	187
⑩病児保育事業	病児保育事業	4	10
	病後児保育事業	9	12
	体調不良児対応型	2	3
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		15	198
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】		—	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】		—	—

* ③は妊婦健康診査の費用負担を行っている市町村数

* ③を除く実施市町村数、箇所数は「特別保育事業」、「子育て支援事業費補助金」、「しまねすくすく保育事業」の実施数

4 . 病 児 保 育 事 業

1 概要

○子ども・子育て新制度において、病児保育事業は地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市町村が地域の実情に応じて実施することとなる。

〈参考〉

- ・病児保育事業の概要と実施状況

	病児保育	病後児保育	体調不良児対応型
事業内容	病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	同左	保育中の体調不良児を一時的に預かる事業
対象児童	当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童	病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施市町村数	4市町（10施設）	9市町（12施設）	2市町（3施設）

2 量的拡大

○市町村はニーズ調査に基づき、量の見込みを算出

○算出した量の見込みに対応する確保方策及び確保時期を市町村計画に記載

〈参考〉

- ・市町村計画への記載イメージ

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
確保方策	850人日	900人日	950人日	1,000人日	1,000人日
過不足	▲150人日	▲100人日	▲50人日	0人日	0人日

5. 放課後児童クラブについて

1 概要

○子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市町村が地域の実情に応じて実施することとなる。

2 対象年齢の拡大

○児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の対象となる児童が、概ね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童へ拡大される。

〈参考〉

- ・児童福祉法新旧対照表（※改正児童福祉法は最短で平成27年4月1日施行）

新	旧
<p>第6条の3 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学している児童</u>であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p>	<p>第6条の3 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童</u>であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p>

3 量的拡充

○市町村はニーズ調査に基づき、量の見込みを算出

○算出した量の見込みに対応する量の確保方策及び確保時期を市町村計画に記載

〈参考〉

- ・市町村計画への記載イメージ

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	800人	800人	800人	800人	800人
確保方策	500人	600人	700人	800人	800人
過不足	▲300人	▲200人	▲100人	0人日	0人

4 質の向上

- 児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。
- 社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置され、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議が行われ、12月25日に報告書が公表された。

報告書の概要

1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。（一定の経過措置等についても検討）

2. 員数【従うべき基準】

- 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

7. その他（基準以外の事項）

- 市町村は、定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのおっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障がいのある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。

6. 保育士の人材確保について

1 概要

○平成25年度より、国の基金（安心こども基金）を活用し、人材確保事業を実施

2 実施事業詳細

事業名	内 容
保育士修学資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付対象者：保育士養成校卒業後、県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする学生のうち、県内の市町村に住民登録している者（県外養成校進学者を含む）又は、県内の養成校に就学している者（県外に住民登録している者を含む） ○貸付期間：養成施設に在学する期間（2年間を限度とする。） ○貸付金額：月額50千円 ○返還免除：卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、原則として県内の保育所等に5年間引き続き勤務したとき。
新卒保育士確保支援事業	<p>保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田） ②県外ガイダンスの実施（中国・関西地区） ③離島及び県西部の保育所における人材確保の取組支援 （隠岐及び県西部の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成）
保育士等処遇改善臨時特例事業	保育士確保に資するため、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金を交付
保育士・保育所支援センター開設等事業	<p>東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。</p> <p>※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置することによって、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援などの事業を実施。</p>

7. 思いやり駐車場制度について

1 概要

- 平成12年4月に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」が施行され、病院、物品販売を営む店舗等において、身体障がい者等用駐車場の整備が進んできた。
- しかしながら、障がい等のない方が身体障がい者等用駐車場に車をとめているため、利用できないという声が多く聞かれる。
- このため、平成20年12月から、本当に身体障がい者等用駐車場を必要とする人に利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制）」が実施されている。

2 対象となる者

対 象 者	利用証の有効期限
・妊産婦（妊娠7ヶ月から産後1年間）	1年以上（更新なし）
・身体に障がいがある方で保移行が困難な方 ・知的障がい者（療育手帳の障がいの程度欄が「A」）で歩行が困難な方 ・精神障がい者（精神保健福祉手帳の障がいの程度欄が「1級」）で方向が困難な方 ・高齢者（要支援1以上）で歩行が困難な方 ・難病疾患で歩行が困難な方 （特定疾患医療受給者）（小児慢性特定疾患医療受給者）	交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの機関
・一時的な疾病（骨折や病気など）により歩行が困難な方	1年未満

3 利用方法

- 島根県障がい者福祉課に申請し利用証の交付を受ける。
 - ※県内の思いやり駐車場施設数（H26.2現在）：294施設
 - ※利用証の交付人数（H26.2現在）：4,750人（内妊産婦370人）

〈参考〉

○思いやり駐車場に掲示してあるステッカー



○利用証

・長期（障がい者の方等）



・短期（妊産婦等）

